

現行の工場適地調査について

平成29年6月
地域経済産業グループ°

工場適地調査（目的・内容）

工場適地調査の目的

工場立地法第2条に基づき、工場立地の適正化を図るため、各地域にどのような工場適地があり、その自然条件、立地条件がどういうものを詳細かつ正確に調査し、その結果を工場立地調査簿に掲載（経産省HPで公開）し、工場を設置しようとする者の用に供しようとするもの。

工場適地調査の内容

- ・調査主体 経産省が都道府県（都道府県から市町村）の協力を得て行う
- ・調査対象 工業に適した個々の団地で、原則3ha以上のまとまった土地
- ・調査項目 所在地、面積、農地転用可否、立地条件、進出希望業種、地目別面積、所有者、団地造成主体、売却価格、工業用水・地下水・上水道等の状況、主要道路・空港・駅・港湾までの距離、都市計画法等の状況等
- ・調査時期 毎年1月頃調査開始。4月頃までに適地選定し、8月頃公表

工場立地法（昭和34年3月20日法律第24号）

第2条 経済産業大臣（工場立地に伴う公害防止に関する調査にあつては、経済産業大臣及び環境大臣。次条第一項及び第十五条の三において同じ。）は、あらかじめ、調査の対象、調査の方法その他調査に関する重要事項について産業構造審議会の意見を聴いて、工場適地の調査、工場立地の動向の調査及び工場立地に伴う公害の防止に関する調査を行うものとする。

2 前項の工場適地の調査は、調査をすべき地区内の団地を実地に調査し、並びに当該地区の地形、地質その他の自然条件及び用水事情、輸送条件その他の立地条件に関する資料を収集することにより行なう。

第3条 経済産業大臣は、前条第一項の調査及び第十五条の三の報告に基づいて工場立地調査簿を作成するものとする。

2 経済産業大臣は、前項の工場立地調査簿を事業者、工場又は事業場を設置しようとする者その他これを利用しようとする者の閲覧に供するものとする。

工場適地調査の概要

調査時期

毎年 1 月	調査開始（経産局→都道府県→市町村）
1 月～ 3 月	適地選定
4 月頃	適地報告（市町村→都道府県→経産局）
その後	適地確認（農地転用協議の状況等）
8 月以降頃	工場立地調査簿記載、ホームページ公表

調査内容

- 自治体に関する調査（いわゆるA調査）
「人口、面積、立地条件（用水・輸送）等の基礎情報、企業誘致条例等」
- 工場適地に関する調査（いわゆるC調査）
「所在地、面積、農地転用の可否、立地条件、進出希望業種、地目別面積、所有者、団地造成主体、売却価格、工業用水道・地下水・上水道等の状況、主要道路・空港・鉄道駅・港湾までの距離、都市計画法等の状況等」

（参考）工場適地に関する調査（いわゆるC調査）の調査対象地区の選定

- ・調査対象地区の選定については、都道府県、市町村及び関係省庁の意向を踏まえ、産業構造審議会において選定している。
- ・工場適地として想定されるものであるため、都市部（住宅地域、商業地域等）や山間部は除かれている。
- ・調査対象地区は、調査の効率性、有効性等を踏まえ、同地区を2分割して、毎年交互に調査を実施している。（公表は調査対象地区全体）

工場適地調査（選定基準）

工場適地の選定基準について

「工場適地の選定基準」は、工場立地法第2条第2項に基づく工場適地の調査における選定基準を定めている。工場立地が環境の保全を図りつつ適正に行われるようにするため、土地の合理的利用及び産業公害の防止の見地から当該地区における土地利用の計画及び実態を考慮すると同時に、自然公園の保護又はその適正な利用を十分尊重し、農村地域への工業の導入、農地の合理的保全並びに農林水産等の他産業に及ぼす影響を十分考慮して行う。特に都市計画の地域地区制等との調和を保つとともに、農業生産基盤整備事業が実施されている農地等については、あらかじめ各地農政局の意見を聞く等、十分配慮するものとしている。

主な選定基準

○国土利用計画との関連

国土利用計画法に基づく都道府県計画、市町村計画の趣旨を考慮して選定する。

○都市計画との関連

市街化調整区域内には原則として選定しない。地方公共団体等による計画的開発の見通しのある工業団地造成事業等の予定地であって20ha以上のものであり、飛地の市街化区域（50ha以上）を設定しうるもの等は例外。

○農林水産事業計画との関連

農業振興地域の整備に関する法律第6条の規定による農業振興地域内において農用地区域の指定がなされている場合は選定しない。

農業振興地域内において工場適地の選定を行う場合、農業基盤整備事業の実施予定との関連において必要と認められるときは、市町村農業委員会の意見及び地権者の意向を確かめて選定する。

○その他の土地利用計画との関連で緑地保全、自然環境保全、公園等との関連において指定されている区域内は選定を行わず、公用水面との関連では工業用地としての土地利用が決定したものでなければならない等がある。

工場立地調査簿の掲載・公表

工場適地総覧

工場立地法第2条に基づき、全国の工場適地（工業の立地に適した一団の土地）を調査しております。
ここでは、全国版と都道府県ごとの工場適地一覧を公表しております。 [（一財）日本立地センターが提供する産業用地ガイドはこちら](#)

全国版
(XLS/3.87MB)

北海道 (XLS/494KB)	青森県 (XLS/138KB)	岩手県 (XLS/231KB)	宮城県 (XLS/625KB)	秋田県 (XLS/162KB)
山形県 (XLS/112KB)	福島県 (XLS/182KB)	茨城県 (XLS/197KB)	栃木県 (XLS/175KB)	群馬県 (XLS/500KB)

	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N	O	P
1	工場適地調査票(C種調査) 平成27年度調査(12月1日時点)															
2	地区 コード	適地 番号	都道 府県	工場適地 調査地区名	市区町村	適地名	局 コード	都道 府県 コード	調査 年度	※27 年度 変更 点	適地所在地	適地面積 ㎡	立地決定面積 ㎡	未決定面積 ㎡	農地 転用 可否	最初の工 場立地調 査簿への 記載年度
3																
4	021	005	青森	八戸	八戸市	桔梗野工業団地	2	2	26		青森県八戸市桔梗野工業団地	823,304	592,096	57,708	対象外	S45
5	021	006	青森	八戸	八戸市	八戸北インター工業団地	2	2	26		青森県八戸市北インター工業団地	1,576,876	752,053	247,785	対象外	S47